高崎市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出し要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市民が参加する催物及び行事（以下「行事等」という。）において、参加者が心肺停止状態になったときの救急救命に備えるため、その行事等を主催する団体に自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出しの対象）

第２条　ＡＥＤの貸出しは、市内で開催する行事等で、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

（１）営利を目的としないこと。

（２）参加者がおおむね１０人以上であること。

（３）医療従事者又はＡＥＤを使用した救急救命講習を受講した者が参加すること。

（貸出しの申請）

第３条　ＡＥＤを借り受けようとする団体の代表者は、ＡＥＤ貸出申込書（様式第１号）により、市長に申請しなければならない。

（貸出しの決定）

第４条　市長は、前条に規定する申請を受けたときは、ＡＥＤ貸出承諾（不承諾）通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

（貸出期間）

第５条　ＡＥＤの貸出期間は、１回の申請について７日以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（費用の負担）

第６条　貸出しに係るＡＥＤの運搬及び使用に要する費用は、ＡＥＤを借り受けた者（以下「利用者」という。）の負担とする。

２　救急救命活動の実施に際し使用する電極パットその他のＡＥＤに附属する消耗品に係る経費は、本市の負担とする。

（管理等）

第７条　利用者は、次に掲げる事項を遵守し、かつ、十分な注意をもって管理に努めるものとする。

（１）ＡＥＤを使用するときは、取扱説明書によって適切に使用すること。

（２）ＡＥＤを処分し、又は目的以外に使用しないこと。

（３）ＡＥＤを転貸し、又は譲渡しないこと。

（返却）

第８条　利用者は、ＡＥＤを返却するときは、ＡＥＤ使用実績報告書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（損傷･亡失等の報告）

第９条　利用者は、ＡＥＤを損傷し、又は亡失したときは、ＡＥＤ損傷・亡失報告書（様式第４号）により、直ちに市長に報告しなければならない。

（損害賠償）

第１０条　利用者は、故意又は過失によりＡＥＤを損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（返還）

第１１条　市長は、公共の用に使用する等の必要があるときは、貸出期間中であってもＡＥＤの返還を求めることができる。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、ＡＥＤの貸出事業について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は平成２１年４月１日から施行する。